

2017年 3月 2日

企業会計基準委員会 御中

実務対応報告公開草案第51号

「債権の利回りがマイナスとなる場合の退職給付債務等の計算における割引率に関する当面の取扱い(案)」(2017年 1月27日)

に対するコメント

退職給付専門委員会 専門委員

高畑 修一

頭書の件、スケジュールの都合等により退職給付専門委員会において議論がほとんど行われなかったことから¹、公開草案に対するコメントを下記の通り提出いたします。了

記

1. 【質問 1】に対するコメント

同意しない。

<理由>

(1) 品質

現時点においては、利回りの下限としてゼロを利用する方法(以下、ゼロ止め)と、マイナスの利回りをそのまま利用する方法(以下、マイナス)のいずれかの方法に統一することを会計基準等(会計基準、適用指針および実務対応報告)に定めることが難しい状況であることは理解する。しかし、公開草案にはそれぞれの会計処理についての理論的な根拠が記載されておらず、この内容では会計基準等としての品質を満たしていないと考える。

企業においてゼロ止め、マイナスのどちらの会計処理を選択するかは自由、つまりフリーチョイス²であるとしても、企業会計基準委員会が作成する会計基準等には、企業が選択の判断を行うための、一定程度の理屈なり考え方なりが記載されているべきであり、それは会計基準等が維持すべき最低限の品質である。

¹ 実際には2016年12月5日に1回だけ行われた。

² したがって退職給付割引率は会計方針ではなく見積であると理解される。

(2) 必要性

本件については、公開草案第 5 項の記載のとおり企業会計基準委員会(2016 年 3 月 9 日)の議事概要が公表されている。議事概要には、会計基準等のように規範性や拘束力がないが、それが 2016 年 3 月期の決算において実務上の指針となったことは間違いない事実である。そして、当時の状況から大きな(劇的な)変化がなければ、議事概要に「平成 28 年 3 月決算においては」と記載されていたとしても、以降の実務においてその内容が踏襲されるもの、そうあるべきであり、それが会計処理の継続性ということではないだろうか。したがって、本公開草案のような内容的に中途半端な(品質面で問題のある)ものを公表する必要性はないと考える。

また、公開草案第 6 項には「基準諮問会議より、マイナス金利に係る種々の会計上の論点への対応について、必要に応じて適時に対応を図ることの依頼を受け」、「これらを踏まえ(中略)本実務対応報告において、必要と考えられる当面の取扱いを示すこととした」と記載されているが、何をふまえて(何をきっかけに)検討が開始されたのかが記載されておらず、この点からも必要性が理解できない。議事概要に記載されていた、「本論点に対して当委員会としての見解を示すには相応の審議が必要と考えられる」、「現時点では、退職給付会計において金利がマイナスになった場合の取扱いについて当委員会の見解を示すことは難しいものと考えられる」状況から、例えば、マイナス金利の状況が進行して、会計基準設定主体としての見解を示すことが必要な状況になった際に、相応の審議を経たうえで正式見解を公表する、そのように理解していたが、公開草案の内容(および審議の経緯)はそのようなものではなく、期待やニーズに応えた内容には全くなっていない。

(3) 適用期間

公開草案第 3 項において、適用期間が 1 年間限定とされている。会計基準等はゴーイング・コンサーンを前提として策定されるべきものであり、期間限定とする場合には相当の説得力のある理由が必要であるが、この点について、公開草案第 16 項(結論の背景)に「(ゼロ止め、マイナス)いずれかの方法によることを定めたガイダンスの公表に向けて、引き続き検討を行う」との決意表明が記載されている。

しかし、公開草案第 16 項(結論の背景)には「検討の進捗状況によっては、本実務対応報告における取扱いを(中略)継続することを検討する」との記載もある。このような“逃げ道”を用意しておくのであれば、そもそも適用期間を 1 年間に限定する必要はなく、いずれかの方法に一本化するべく引き続き検討を行う旨だけを述べればよいだけである。

公開草案に至るまでに、企業会計基準委員の間で全員賛成を目指す等のいろいろな調整があったようであり、その結果、このようなわかりづらい記載ぶりになってしまったのであろう。

(4) 内容の問題点

公開草案第 2 項の結論(会計処理)は、議事概要に記載されていたものから変わっていないが、議事概要では「マイナスの利回りをそのまま用いる論拠の方が、現行の会計基準に関する過去の検討における趣旨とより整合的であると考えられる」と、マイナスが優、ゼロ止めが劣の会計処理間のヒエラルキーが存在する旨の見解が示されていた。この会計基準設定主体による会計処理の優劣に関する見解が、財務諸表等作成の実務に多少なりとも混乱を生じさせたことは当然の事実であり、公開草案がその見解を白紙撤回することを目的としているのであれば、必要性が多少なりとも理解される場所である。しかし、公開草案にはそういった旨の記載は全くない³。それどころか、公開草案第 15 項(結論の背景)の「現時点の国債等の各残存期間におけるマイナスの利回りの幅が大きくはないことを踏まえ」が⁴、将来的にはどちらかというマイナスをデフォルトとするような印象(中途半端な予見)を与えてしまっている。

議事概要に記載されていた、会計処理間のヒエラルキーに関する会計基準設定主体としての見解について、公開草案の段階ではどうなったのか、明確に示す必要がある⁵。

(5) 明確化が必要な点

公開草案には、

- ゼロ止めの会計処理を選択する場合に
- 退職給付の支払見込期間及び支払見込期間ごとの金額を反映した単一の加重平均割引率を使用する方法において
- イールドカーブについてもマイナスの利回りをゼロ止めにするのか
- イールドカーブについてはマイナスの利回りをそのままとして計算するのか(結果として単一の加重平均割引率がマイナスとなった場合にゼロ止めとする)

が記載されていない。

公開草案は廃案とし、今後、適正なデュー・プロセスに則ってしっかりと議論し、品質の高い内容のものを作っていただきたい。

なお、残念ながら最終化することになる場合であっても、(4) (5) への対応は実施いただきたい。

³ とはいえ、公開草案では、議事概要で示した会計処理の優劣についての会計基準設定主体としての見解は、いったん引っ込めているのであろう。

⁴ この記載が何を意味するのか?…理解できない。

⁵ 副委員長が委員会席上で口頭にて議事概要の記載を撤回したとの情報もあるが、口頭ではなく何らかの書き物が必要である。

2.【質問 2】に対するコメント

本公開草案のコメント期間は規則上の最低期間である 2 ヶ月から短縮されている。

質問 1 へのコメントに記載したとおり,内容(品質)的に会計基準等として成り立つかどうかという大問題があるにも関わらず, コメント期間を短縮したことは誠に遺憾である。

現在の規則上は, コメント期間の短縮を企業会計基準委員会の判断で実施可能なようだが, 他国ではどうなのか? 委員会での公表議決の際に「内容が短いからコメント期間を短縮しても問題ない」, 「他団体のコメント期間はだいたい 1 ヶ月だから問題ない」といった旨の, デュー・プロセス規則を無視した, 不謹慎な発言があったようだが, コメント期間の短縮を行う場合には適正手続監督委員会が許可する等の手続を設ける必要はないのか?

以 上